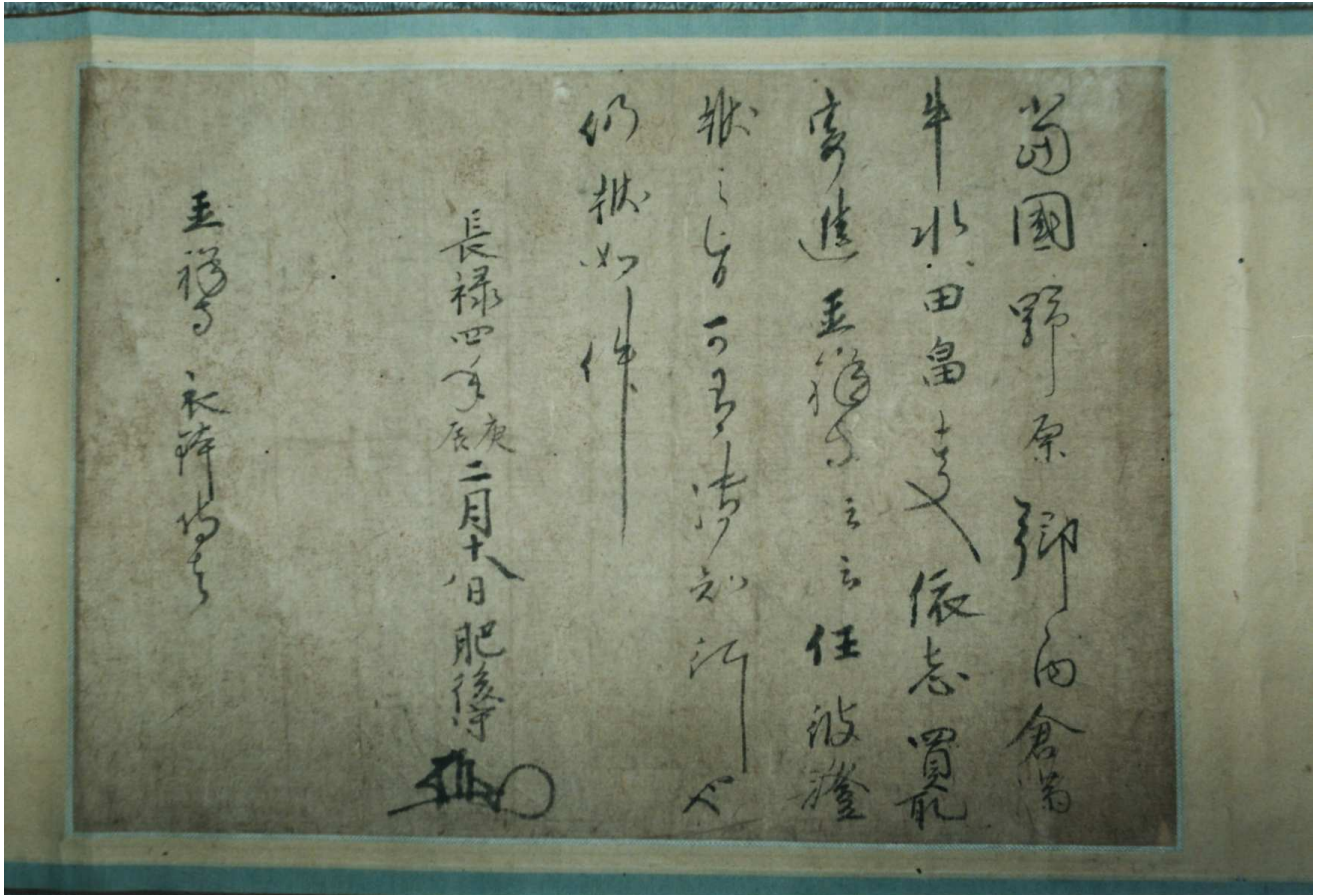


市指定文化財<古文書>

ぎょくしょうじもんじょ
玉祥寺文書

指定日 昭和41年4月15日

所在地 菊池市玉祥寺 玉祥寺



江月山玉祥寺の山門を入ると、左手に墓地があり、玉垣の囲いの中に宝篋印塔^{ほうきょういんとう}が2つ並んでいる。20代為邦、21代重朝のものである。『国郡一統志』によると、この寺は享徳元年(1452)、20代為邦が菩提寺として建立したとある。

この寺院に保管されてきた、いわゆる玉祥寺文書は、『熊本県資料中世編』に一部収録されているが9通ある。長禄4年(1460)為邦による寺領安堵状、寛正4年(1463)の玉祥寺書付寺領次第、荒木日向の寺領文書、近世期の宛行状3通などである(現存は2通)。寺領は菊池・合志・山鹿の3郡に合わせて32町余あり、その他に玉名郡内にも寺領を有していたことがわかる。

当寺に伝わる梵鐘は県重要文化財に指定されているもので、肥後に残る室町期の梵鐘として注目されるものである。